

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正等に係る定款等の一部改正について

令和7年2月10日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者（以下「非上場有価証券特例仲介等業者」という。）について、自己資本規制比率に関する規制、兼業規制及び金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外する制度が創設された。

今般、上記金融商品取引法の改正に伴い、新たに規定された非上場有価証券特例仲介等業者を、本協会の「特定業務会員」とするための規定の整備を図るため、定款等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

(1) 定款の一部改正について

「特定業務会員」の対象となる業務に、「金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務」を加える。(第5条)

(2) 定款の施行に関する規則の一部改正について

- ① 非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員となる者の入会金の額は、50万円とする。(第10条)
- ② その他所要の整備を行う。(第6条、第18条の2)

(3) 特定業務会員会費規則の一部改正について

- ① 非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員の定額会費は、1特定業務会員につき月額3万5千円とする。(第3条)
- ② その他、会社分割時の会費の取扱いを規定し(第9条の2)、所要の整備を行う。(第5条から第9条)

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第32号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。

※定款の施行に関する規則及び特定業務会員会費規則の一部改正については、改正の内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 日本証券業協会 総務部 (TEL 03-6665-6800)

「定款」の一部改正について

令和 7 年 2 月 10 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（協会の要件） 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからニまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ハ（現行どおり）</p> <p>2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 9 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（同項第 1 号に掲げる有価証券に係る業務に限る。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ <u>金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務</u></p> <p>3 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>（協会の要件） 第 5 条 （同 左）</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからハまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ハ（省 略）</p> <p>2 （同 左）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ （同 左）</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ （同 左）</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ （同 左）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新 設）</p> <p>3 （省 略）</p>

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 2 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(報告事項) 第 6 条 定款第 18 条に規定する会員の報告又は定款第 30 条で準用する同第 18 条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1～16 (現行どおり) 17 金商法第 35 条第 2 項各号に掲げる業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。ただし、特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。)を除く。 18～46 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(入会金の額) 第 10 条 (現行どおり) 2 本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング専業特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)、<u>商品関連デリバティブ専業特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)</u>及び<u>非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)</u>となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50 万円とする。 3 株式型クラウドファンディング専業特定業務会員、<u>商品関連デリバティブ専業特定業務会員及び非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員</u>が本協会への加入後に定款第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業務であって定款第 5 条第 2 号ロ、ハ及びニに掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第 1 項に定める額の入会金(既納入分があればその差額分)を納入しなければならない。</p>	<p>(報告事項) 第 6 条 (同 左) 1～16 (省 略) 17 金商法第 35 条第 2 項各号に掲げる業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。ただし、特定業務会員(定款第 5 条第 1 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。)を除く。 18～46 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(入会金の額) 第 10 条 (省 略) 2 本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング専業特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)<u>及び商品関連デリバティブ専業特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)</u>となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50 万円とする。 3 株式型クラウドファンディング専業特定業務会員<u>及び商品関連デリバティブ専業特定業務会員</u>が本協会への加入後に定款第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業務であって定款第 5 条第 2 号ロ及びハに掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第 1 項に定める額の入会金(既納入分があればその差額分)を納入しなければならない。</p>

新	旧
<p>(行動規範) 第 18 条の 2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>(行動規範等) 第 18 条の 2 (省 略)</p>

「特定業務会員会費規則」の一部改正について

令和 7 年 2 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(計算方法)</p> <p>第 3 条 個々の特定業務会員が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。ただし、変動会費は、商品関連デリバティブ専業特定業務会員（定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 10 条第 2 項に規定する「商品関連デリバティブ専業特定業務会員」をいう。以下同じ。）のみが納入するものとする。</p> <p>1 定額会費 1 特定業務会員につき月額 7 万円とする。ただし、株式型クラウドファンディング専業特定業務会員（定款施行規則第 10 条第 2 項に規定する「株式型クラウドファンディング専業特定業務会員」をいう。）<u>及び非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員（定款施行規則第 10 条第 2 項に規定する「非上場有価証券特例仲介等業務専業特定業務会員」をいう。）</u>については、1 特定業務会員につき月額 3 万 5 千円とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(会費の納入方法等)</p> <p>第 5 条 特定業務会員は、<u>本協会からの請求に基づき</u>、会費を年 2 回に分けて納入することとし、その<u>納入期限</u>は、原則として、それぞれ次に定める日以前で、都度本協会が指定する日とする。</p> <p>1 4 月から 9 月までの 6 か月分の会費 6 月末日</p> <p>2 10 月から翌年 3 月までの 6 か月分の会費 11 月末日</p> <p>(加入時等における会費の取扱い)</p> <p>第 6 条 定款第 22 条第 1 項の規定により、本協会に加入の承認を受けた特定業務会員は、当該加入日の属する<u>月分</u>から会費を納入しなければならない。<u>この場合</u>において、その納入期限は本協会が指</p>	<p>(計算方法)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>1 定額会費 1 特定業務会員につき月額 7 万円とする。ただし、株式型クラウドファンディング専業特定業務会員（定款施行規則第 10 条第 2 項に規定する「株式型クラウドファンディング専業特定業務会員」をいう。）<u>について</u>は、1 特定業務会員につき月額 3 万 5 千円とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(会費の納入方法等)</p> <p>第 5 条 特定業務会員は、会費を年 2 回に分けて納入することとし、その<u>納入期日</u>は、原則として、それぞれ次に定める日以前で、都度本協会が指定する日とする。</p> <p>1 4 月から 9 月までの 6 か月分の会費 6 月末日</p> <p>2 10 月から翌年 3 月までの 6 か月分の会費 11 月末日</p> <p>(新規加入時等における会費の取扱い)</p> <p>第 6 条 定款第 22 条第 1 項の規定により、本協会に加入の承認を受けた特定業務会員は、当該加入日の属する<u>月</u>から会費を納入しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>定する日とする。</u></p> <p>2 定款第 26 条第 1 項の規定により、本協会の加入内容の変更の承認を受けた特定業務会員は、変更日の前日が属する月分までは変更前の会員として支払う会費を、その翌月以後の<u>月分</u>は第 3 条に規定する会費を、それぞれ納入しなければならない。</p> <p>3 特定業務会員が、定款第 5 条第 2 号イから<u>ニ</u>までに掲げる業務の範囲で、その行う業務を変更することにより、第 3 条第 1 号に規定する定額会費の金額が変動することとなる場合には、金融商品取引法第 31 条第 4 項に定める変更登録を受けた日の前日が属する<u>月分</u>までは変更前の業務に基づく定額会費を、その翌月以後の<u>月分</u>は変更後の業務に基づく定額会費を、それぞれ納入しなければならない。</p> <p>(脱退又は除名時における会費の取扱い) 第 7 条 本協会から脱退する又は除名の処分を受けた特定業務会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する<u>月分</u>までの会費を、<u>本協会が指定する日までに納入しなければならない。</u>この場合において、会費は月割をもって計算する。</p> <p>(合併時における会費の取扱い) 第 8 条 特定業務会員が他の特定業務会員を吸収合併した場合、<u>合併後存続する特定業務会員の合併の効力発生日が属する事業年度の変動会費の取扱いについては、合併の効力発生日の前日が属する月の翌月より、合併後消滅する特定業務会員の變動会費相当額を合算するものとする。</u>この場合において、会費は月割をもって計算する。</p> <p>2 <u>新設合併によって設立された者が特定業務会員として本協会に加入した場合、当該特定業務会員の加入日が属する事業年度の変動会費の取扱いについては、加入日の前日が属する月の翌月より、合併後消滅する特定業務会員の變動会費相当額を合算するものとする。</u>この場合において、会費は月割をもって計算する。</p>	<p>2 定款第 26 条第 1 項の規定により、本協会の加入内容の変更の承認を受けた特定業務会員は、変更日の前日が属する<u>月</u>までは変更前の会員として支払う会費を、その翌月以後の<u>月</u>は第 3 条に規定する会費を、それぞれ納入しなければならない。</p> <p>3 特定業務会員が、定款第 5 条第 2 号イから<u>ハ</u>までに掲げる業務の範囲で、その行う業務を変更することにより、第 3 条第 1 号に規定する定額会費の金額が変動することとなる場合には、金融商品取引法第 31 条第 4 項に定める変更登録を受けた日の前日が属する<u>月</u>までは変更前の業務に基づく定額会費を、その翌月以後の<u>月</u>は変更後の業務に基づく定額会費を、それぞれ納入しなければならない。</p> <p>(脱退又は除名時における会費の取扱い) 第 7 条 本協会から脱退する又は除名の処分を受けた特定業務会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する<u>月まで</u>会費を納入しなければならない。</p> <p>(合併時における会費の取扱い) 第 8 条 特定業務会員が他の特定業務会員と合併した場合、<u>合併の効力発生日が属する事業年度における存続会社又は新設会社の変動会費は、合併の効力発生日の前日が属する月の翌月より、合併により消滅する特定業務会員の變動会費相当額（月数按分により計算する。）を合算するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

新	旧
<p>(事業の譲渡し及び譲受け時における会費の取扱い)</p> <p>第 9 条 特定業務会員間の事業譲渡により譲り渡した特定業務会員の特定業務会員権が消滅する場合、事業譲渡の効力発生日が属する年度における譲り受けた特定業務会員の変動会費は、事業譲渡の効力発生日の前日が属する月の翌月より、<u>譲り渡した特定業務会員の変動会費相当額を合算するものとする。この場合において、会費は月割をもって計算する。</u></p> <p>2 特定業務会員でない者が特定業務会員から事業の全部又は一部を譲り受けて新たに特定業務会員となる場合は、その都度、加入時における会費の取扱いを定めるものとする。</p> <p>(会社分割時における会費の取扱い)</p> <p>第 9 条の 2 特定業務会員間の会社分割により事業の全部又は一部を承継させた特定業務会員の特定業務会員権が消滅する場合、会社分割の効力発生日が属する年度における、会社分割により事業の全部又は一部を承継した特定業務会員の変動会費は、会社分割の効力発生日の前日が属する月の翌月より、特定業務会員権が消滅した特定業務会員の変動会費相当額を合算するものとする。この場合において、会費は月割をもって計算する。</p> <p>2 特定業務会員でない者が特定業務会員から会社分割により事業の全部又は一部を承継して新たに特定業務会員となる場合は、その都度、加入時における会費の取扱いを定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 5 月 22 日法律第 32 号）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>(事業の譲渡・譲受け時の会費の取扱い)</p> <p>第 9 条 特定業務会員間の事業譲渡により譲渡元である特定業務会員の特定業務会員権が消滅する場合、事業譲渡の効力発生日が属する年度における譲受先である特定業務会員の変動会費は、事業譲渡の効力発生日の前日が属する月の翌月より、<u>譲渡元である特定業務会員の変動会費相当額（月数按分により計算する。）を合算するものとする。</u></p> <p>2 特定業務会員でない者が特定業務会員から事業の全部又は一部を譲り受けて新たに特定業務会員となる場合は、その都度、<u>新規加入時における会費の取扱いについて定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>